

【協議⑤】

地域公共交通確保維持事業に係る計画
(案) について

地域公共交通確保維持事業に係る計画案について

- 地域内フィーダー系統（地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統や鉄道など）と接続して支線として運行している地域公共交通）の確保維持を目的とした国庫補助金（地域内フィーダー系統補助）を得るために、運行回数や輸送人員などの計画を策定し、熊本運輸支局に提出する。提出にあたっては、事前に当会議の承認を得る必要がある。今回はR7年度事業（R6.10月～R7.9月）の計画について審議していただく。
- 玉名市が計画に記載する系統は2つ（バス2系統）
 - (1) 玉名駅～九州看護福祉大学～新玉名駅
 - (2) 玉名市街地循環線

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※令和6年度まではバス事業者等も対象

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

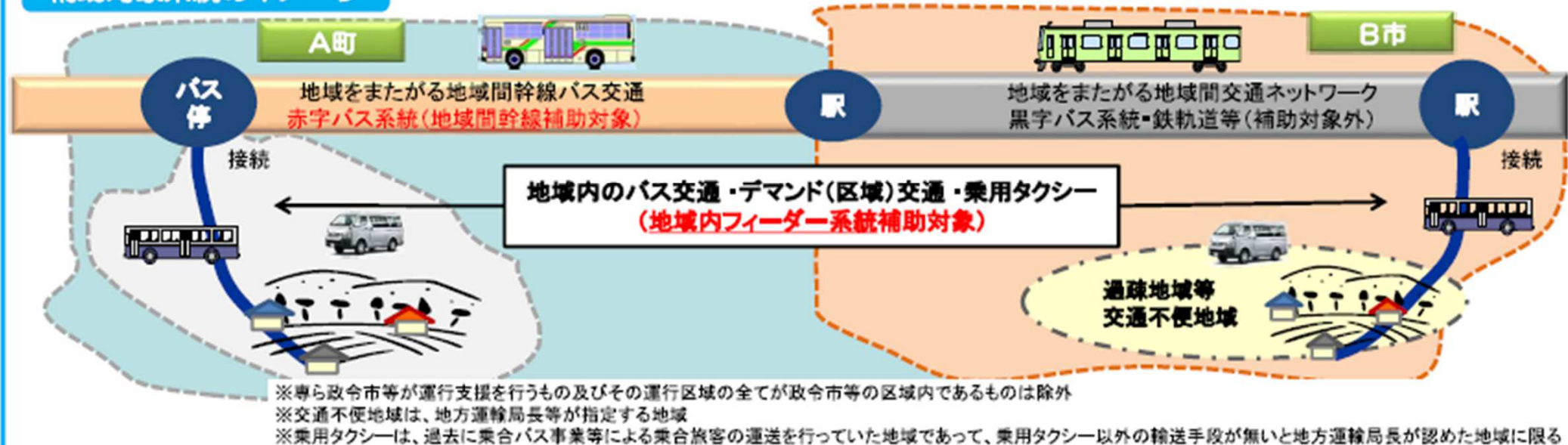
1/2以内

○ 主な補助要件

市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
- ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
- ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ



地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域内フイーター系統における国庫補助)

- ・地域内交通の運行に対する国の支援メニュー
- ・過疎地域等におけるコミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。

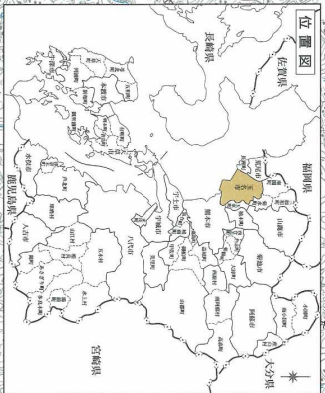
・補助要件

補助対象となる幹線バス交通ネットワークを補完するもの。
乗車人員が2人/1回以上であること。

・経常赤字が見込まれること等

・補助額等

補助額：1/2、収支差：経常費用 経常収入



荒尾線
(玉名市役所～バスセンター)

玉名駅前停留所

新玉名駅

申請番号(2)
玉名市街地循環線(8.2キロ循環)
(計画運行日数365日、計画運行回数7,869回)

申請番号(1)
九州看護福祉大学経由玉名駅新玉名駅線(6キロ往復)
(計画運行日数362日、計画運行回数1,849回)

熊本線
(桜町バスターミナル～玉名駅)

…フイーター系統(区域運行)
…接続する地域間幹線系統
…結節点

1:50,000

地域内フィーダー系統補助に関する 年間スケジュール

	R6. 6	R6. 9	R6. 10	R6. 11	R6. 12 ~R7. 1	R7. 3	R7. 6	R7. 9
R6事業 (R5. 10~R6. 9)				事業者が 補助金申請	事業評価	事業者へ 補助金入金		
R7事業 (R6. 10~R7. 9)	計画の 認定申請	計画認定						
R8事業 (R7. 10~R8. 9)							計画の 認定申請	計画認定

 は玉名市地域公共交通会議で承認後、熊本運輸支局に提出する。

計画策定と変更について

R5年度事業（R4. 10月～R5. 9月）の利用実績などをもとに、
バス 2 系統の運行回数や輸送人員については産交バス本社が積算。

系統のダイヤ改正や増減便などの運行内容の変更を行う場合は
国土交通省へ計画変更の手続きをする必要があるが、
軽微な変更や様式の変更については事務局判断により手続きを行う。

（名称）玉名市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市には、鉄道（JR 九州新幹線 1 駅、JR 九州鹿児島本線 3 駅）や路線バス等が運行し、市民の日常生活における移動手段として広く利用されており重要な役割を果たしている。

平成 28 年 10 月から運行している玉名市街地循環線は、人口集積地であるものの、公共交通が運行していなかった地域に導入された市内完結の路線バスである。

これは、市内移動はもとより、幹線バスや鉄道等の結節点である JR 玉名駅に接続しており、通勤、通学、買い物、通院等の日常生活において結びつきが強い荒尾市、玉名郡長洲町及び熊本市との移動手段も確保している。そのため、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な交通として機能している。

また、九州看護福祉大学線については、結節点である JP 玉名駅や JR 新玉名駅と接続しており、市民はもとより、市外又は県外からの通勤通学に多く利用されている。特に、九州看護福祉大学へ向かう学生からのニーズは高く、通学に必要な不可欠な交通として機能している。

今後、このような幹線と連携した支線的な公共交通を継続的に運行させる必要性が益々高まるが、一方で運行経費を運賃収入等で賄うことは現実的に困難であり、また市の財政状況を踏まえても市単独での運行も厳しい状況にあることから、地域公共交通確保維持事業を活用し、持続可能な公共交通サービスを提供を図ることを目的とするものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

事業年度		R4 (基準)	R5 (実績)	R7 (目標)	R10 (目標)	
収 支 率 (%)	運行系統名 (申請番号)	(1) 路線バス 「九州看護福祉大学経由 玉名駅・新玉名駅線」	38.0	30.5	39.1	40.1
		(2) 路線バス 「玉名市街地循環線」	18.7	18.5	19.8	20.8
経 常 収 入 / 経 常 費 用	運行系統名 (申請番号)	(1) 路線バス 「九州看護福祉大学経由 玉名駅・新玉名駅線」	865	951	865	865
		(2) 路線バス 「玉名市街地循環線」	13,714	6,121	13,714	13,714
財政負担 額 (千円)	運行系統名 (申請番号)	(1) 路線バス 「九州看護福祉大学経由 玉名駅・新玉名駅線」	18,877	15,860	20,033	21,260
		(2) 路線バス 「玉名市街地循環線」	27,935	32,863	34,190	36,282
利用者数 (人)	運行系統名 (申請番号)	(1) 路線バス 「九州看護福祉大学経由 玉名駅・新玉名駅線」	18,877	15,860	20,033	21,260
		(2) 路線バス 「玉名市街地循環線」	27,935	32,863	34,190	36,282

（玉名市地域公共交通計画 P.62 参照）

※収支率については、玉名市地域公共交通計画に記載している基準年度 R4 年度から R10 年度にかいて 2.1%以上の改善を目標としているため、各年度 0.35%の改善を目標として設定している。

※財政負担額について、R5 実績は県補助金を充当したため前年に比べ減額となっている。

※利用者数の(1)九州看護福祉大学経由 玉名駅・新玉名駅線の R5 実績は路線の減便に伴い乗客が減少している。翌年度以降の目標については、玉名市地域公共交通計画に記載している年 2%

上昇を目標とした R10 年度の目標値にあわせて設定している。	
※利用者数の(2)玉名市街地循環線については、R5 年度において目標を上回っているため、それ以降の年度については玉名市地域公共交通計画の年 2%上昇目標を基準とし目標を設定している。	
(2) 事業の効果	
(1) 九州看護福祉大学經由 玉名駅・新玉名駅路線を維持することにより、学生の通学に必要な移動手段が確保される。 (2) 玉名市街地循環線を維持することにより、通勤、通学、買い物や病院など日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、外出促進・地域活性化にもつながる	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
・地域内交通の利便性向上に向けた再編（玉名市、バス事業者） 利用者や交通事業者の意見を踏まえ、望ましい路線のあり方を検討。（計画 P. 69） ・バス利用環境の改善（玉名市、バス事業者） 交通結節点である玉名駅を中心に待合環境の改善を検討。（計画 P. 70） ・「地域公共交通マツヅ・時刻表」の作成、配布（玉名市、バス事業者） 作成部数 2,000 部。関係機関、希望者等に配布。（計画 P. 72） ・地域公共交通を身近に感じるとのための体験・機会の創出（玉名市、近隣自治体、バス事業者） 乗り方教室や「バス無料の日」を実施する。（計画 P. 73） ・路線バス「九州看護福祉大学線」の充実（玉名市、バス事業者） JR との接続に配慮したダイヤ改正や増便等をバス事業者・市・大学と協議、実施する。（計画 P. 74）	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
・申請番号 (1) 運行経費から経常収入及び国庫補助相当額を控除した額を玉名市と九州看護福祉大学が負担する。 ・申請番号 (2) 運行経費から経常収入及び国庫補助相当額を控除した額を玉名市が負担する。	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
収支率や財政負担額、利用者数について、玉名市統計データから数値指標によるモニタリング・評価を実施。	
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	

該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内リーダー系統のみ】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 該当なし (2) 事業の効果 該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 該当なし (2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【平成 25 年度】 ・第 1 回(5 月 30 日) ・第 2 回(6 月 27 日) ・書面協議(7 月 9 日) ・第 3 回(3 月 27 日) 【平成 26 年度】 ・第 1 回(5 月 28 日) ・第 2 回(6 月 26 日) ・第 3 回(8 月 28 日) 【平成 27 年度】 ・書面協議(4 月 28 日) ・第 1 回(6 月 29 日) ・第 2 回(11 月 6 日) 【平成 28 年度】 ・第 1 回(6 月 22 日) ・書面協議(1 月 20 日) 【平成 29 年度】 ・第 1 回(6 月 28 日) ・書面協議(1 月 12 日) 【平成 30 年度】 ・第 1 回(6 月 28 日) ・書面協議 ・第 2 回(11 月 28 日) 【令和元年度】 ・第 1 回(6 月 24 日) ・第 2 回(1 月 15 日) 【令和 2 年度】 ・第 1 回(書面協議) ・第 2 回(11 月 27 日) ・第 3 回(書面協議) 【令和 3 年度】 ・第 1 回(書面協議) ・第 2 回(11 月 10 日) ・第 3 回(書面協議) 【令和 4 年度】 ・第 1 回(6 月 22 日) ・第 2 回(書面協議) ・第 3 回(9 月 22 日) ・第 4 回(1 月 23 日) 【令和 5 年度】 ・第 1 回(書面協議) ・第 2 回(書面協議) ・第 3 回(7 月 6 日) ・第 4 回(書面協議) ・第 5 回(書面協議)	岱明・横島地域予約制乗合タクシー運行実施計画について承認 生活交通ネットワーク計画について承認 岱明・横島地域予約制乗合タクシー運行実施計画 滑石・岱明しおかぜタクシー、大浜・横島いちごタクシーの運行見直し 地域公共交通総合連携計画事業計画、予算、協働推進事業計画認定ほか 地域内リーダーシステム確保維持計画ほか 滑石・岱明しおかぜタクシー、大浜・横島いちごタクシー運行の変更 地域内リーダーシステム確保維持計画変更認定申請 地域内リーダーシステム確保維持計画 地域内リーダーシステム確保維持計画及び路線バス再編の承認 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 地域内リーダーシステム確保維持計画(案)の承認ほか 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 地域内リーダーシステム確保維持計画(案)の承認ほか 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 地域内リーダーシステム確保維持計画(案)の承認ほか 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 地域内リーダーシステム確保維持計画(案)の承認ほか 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 地域内リーダーシステム確保維持計画(案)の承認ほか バス路線の運行内容の変更ほか 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 地域内リーダーシステム確保維持計画(案)の承認ほか バス路線の運行内容変更の承認ほか バス路線の運行内容変更の承認ほか 予約制乗合タクシー運行実施計画(新たな乗合タクシーの本格運行)の承認ほか 会長・副会長の選任ほか 地域内リーダーシステム確保維持計画(案)の承認 予約制乗合タクシーの運行実施計画(運行区域の拡大)について承認のほか バス路線の運賃改定ほか 「熊本市部に帰る均一運賃の設定に係る共同経営計画」に関する意見徴収
--	---

・第6回(10月27日) ・第7回(12月22日) ・第8回(書面協議) ・第9回(2月22日) 【令和6年度】 ・第1回(6月25日)	玉名市地域公共交通計画(素案)について承認 玉名市地域公共交通計画(案)について承認(ほか、 予約制乗合タクシーの運行実施計画(運行便の拡大)について承認のほか、 玉名市地域公共交通計画について承認ほか、 地域公共交通確保維持事業に係る計画(案)について
19. 利用者等の意見の反映状況	
・計画策定の会議に住民代表が参画しており、適宜、意見を聴取し反映。 ・主な利用者である学生、教職員等の意見をもとに、定期的に関係者で協議を実施し利用ニーズに合わせた運行を実施中。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 玉名市岩崎 163 番地
 (所 属) 玉名市企画経営部地域振興課
 (氏 名) 田村 秋美
 (電 話) 0968-75-1421
 (e-mail) chiki-s@city.tamana.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
熊本県 玉名市	産交バス株式会社	(1) 九州看護福祉大学經由 玉名駅・新玉名駅線	玉名駅前	九州看護福祉 大学前	新玉名 駅	往 6.0 km 復 6.0 km	362日	1,849.0回			路線定期運行	①	産交バス株式会社の地域間幹線系統である荒尾線、熊本線と玉名駅前停留所において接続する。	③
	産交バス株式会社	(2) 玉名市街地循環線	玉名駅前	築地・玉 名市役 所前	玉名駅 前	(循環) 8.2 km	365日	7,869.0回			路線定期運行	①	産交バス株式会社の地域間幹線系統である荒尾線、熊本線と玉名駅前停留所において接続する。	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	玉名市
-------	-----

(単位:人)	
	人 口
人口集中地区以外	52,028
交通不便地域等	5,580

交通不便地域等の内訳		
人 口	対象地区	根拠法
5,580	旧天水町	過疎法第3条(一部過疎)

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
玉名市地域公共交通計画	令和6年3月8日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

4. 評価指標の設定

計画目標に応じた評価指標と目標値を以下のとおり設定します。

なお、評価指標の目標値は、今後、人口減少・高齢化の進行が見込まれることを踏まえ、設定しています。

【評価指標と目標値の設定】

計画目標	評価指標	定義	現況値 令和4年度	目標値 令和10年度
1 既存の地域公共交通を基本とし、持続可能で移動ニーズに即したネットワークの形成	収支率	・路線バスの収支率 ・乗合タクシーの収支率	34.0% 9.0%	36.1%以上 18.9%以上
		・路線バスの収支率は、補助対象路線について、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度の数値を目安とし、更なる利用促進を想定し設定。数値は玉名市統計データ（経常収入/経常費用）から毎年整理する。		
		・乗合タクシーの収支率は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度の数値（みかんタクシーを除く）を目安とし、更なる利用促進を想定し設定。玉名市統計データ（利用料金/市の支出）から毎年整理する。		
	財政負担額	・路線バスと乗合タクシーの運行に係る市の実質財政負担額	117,942千円	117,942千円
		・実質財政負担額は、移動サービスの維持と利用促進を図ることによって財政負担の効率化を図りつつ、現状負担額を維持する。数値は玉名市統計データから毎年整理する。		
2 利用促進及び認知度向上を図り、未来へつなぐ地域公共交通の実現	玉名市地域公共交通全体の総合的な満足度	・市民アンケートにおける玉名市地域公共交通全体の【満足・やや満足】と回答した割合	16.0%	20.0%以上
		・満足度については、市民の20.0%以上が公共交通に満足している状況を目指し設定。数値は市民アンケート調査において評価する。		
	外出時に交通手段がなくて困ることがあると回答した人の割合	・市民アンケートにおける外出時に交通手段がなくて【困ることがある】と回答した割合	14.3%	10.0%以下
		・外出時に交通手段がなくて困ることがあると回答した人の割合が市民の10.0%以下となることを目指し設定。数値は市民アンケート調査において評価する。		
3 多様な関係者等との連携による地域公共交通の確保・支援	地域公共交通利用者数	・鉄道の乗車人員 ・路線バス利用者数 ・乗合タクシー利用者数	2,838人/日 486千人/年 12,440人/年	3,652人/日 547千人/年 18,500人/年
		・鉄道駅の乗車人員は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度の数値を目標として設定。数値はJR九州公表資料から毎年整理する。（肥後伊倉駅は公表データなし）		
		・路線バス利用者は、令和3年から4年にかけて約4%回復していることや、路線の廃止状況をふまえ、年2%上昇を目標として設定。数値は玉名市統計データから毎年整理する。		
		・乗合タクシー利用者は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度の数値（みかんタクシーを除く）を目標として設定。数値は玉名市統計データから毎年整理する。		
	乗合タクシーの認知度	・市民アンケートにおける【乗合タクシーを知らない】と回答した割合	36.9%	20.0%以下
3 多様な関係者等との連携による地域公共交通の確保・支援		・乗合タクシーを知らないと回答した人の割合が市民の20.0%以下となることを目指し設定。数値は市民アンケート調査において評価する。		
	他分野との連携	・観光や商業・教育等と連携した取組	－	1件以上
		・他分野との連携の取組について、1件以上大学・高校や企業、商業施設等と連携した利用促進事業を実施することを目指し設定。数値は実際の実績より整理する。		
	新たな移動手段の導入可能性の検討	・地域住民主体での運営する地域公共交通等、新たな交通手段の導入検討事例	－	1地域以上
3 多様な関係者等との連携による地域公共交通の確保・支援		・新たな交通手段の導入について、1地域以上検討していく事を目指し設定。数値は検討実績より整理する。		

内容	2. 玉名市街地循環線等の地域内交通の利便性向上に向けた再編 地域内交通を維持していくには、利便性の向上に向けた再編が必要であるため、利用ニーズに合っていない路線や運行時間の状況を分析し、利用者や交通事業者の意見を踏まえ、望ましい路線のあり方を検討します。 鉄道駅や市街地内に立地する九州看護福祉大学、玉名市役所等を周遊する路線である九州看護福祉大学線(玉名駅前～新玉名駅)、玉名市街地循環線については、国の地域内フイダー補助系統補助金の活用を継続して申請します。				
	■地域内フイダー補助系統-該当路線図				

実施主体	玉名市、バス事業者					
実施工程	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	2. 玉名市街地循環線等の地域内交通の利便性・回遊性向上に向けた再編	検討 協議	実施			

【地域内フイダー補助系統に係る概要整理】

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
路線バス	(1)九州看護福祉大学線	玉名駅前	九州看護福祉大学	4条乗合	路線定期運行	産交バス	フイダー補助
	(2)玉名市街地循環線	玉名駅前	新玉名駅				
	(右回り・左回り)	玉名市役所前	玉名駅前				

内容	3. バスの利用環境の改善 交通結節点である玉名駅を中心に待合環境の改善を検討します。						
	【事例】神奈川県松田町/空き店舗を活用した待合所の設置 ・松田町では、バス利用者の待合スペースの無い、小田急線新松田駅北口及びJR御殿場線松田駅南口において、空き店舗を活用した待合スペース「おもてなし・お休み処 つむGO」を整備している。 ・「おもてなし・お休み処 つむGO」は、バスや電車などの待ち時間に誰でも利用することかできる待合所であり、帰宅途中の学生など幅広く利用されている。						
実施主体	玉名市、バス事業者						
	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
実施工程	3. バスの利用環境の改善	検討・協議					
		実施					

内容	4. 高校生・大学生の通学に対する支援 近隣自治体等と連携した通学定期券補助等について検討し、公共交通の利用促進を図ります。					
実施主体	玉名市、近隣自治体、バス事業者					
	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	4. 高校生・大学生の通学に対する支援	検討 協議	実施			

【事例】荒尾市/高校生を対象とした通学における公共交通の利用促進

・荒尾市では現在、近隣自治体と連携して、マイカーでの送迎による通学から、公共交通利用への転換を目指し、新たな定期券の導入に向けた検討を進めている。

事業名	高校生を対象とした通学における公共交通の利用促進に資する運賃施策の検討
事業概要	マイカー送迎通学から公共交通利用への転換を目指し、新たな定期券の導入に向け、交通事業者や周辺地方公共団体と共に検討を実施する。 導入に向け、移動需要と収入額を考慮し、最適な価格設定・サービス内容を検討する。



(出典) 荒尾市地域公共交通計画

内容	2. 認知度向上のための説明会の実施 乗合タクシーの認知度向上及び利用促進を図るため、地域での活動等に出向き、乗り方について説明を行います。また、他の公共交通機関についても周知を図り、公共交通全体の利用促進を図ります。 【事例】福岡県嘉麻市/新たな公共交通の整備における出前講座 ・公共交通計画の記載内容や地域交通体系に係る具体的な説明を求める団体に対して、出前講座を実施。 ・講座内容は、公共交通の現状・問題点・課題、公共交通に関する今後の方向性等について周知。 ・5人以上が集まる団体を対象として実施。 (出典) 嘉麻市 HP					
実施主体	玉名市					
実施工程	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	2. 認知度向上のための説明会の実施	実施				

事業5 《玉名市地域公共交通全体》に関する実施事業

内容	1. わかりやすい情報の発信 公共交通マップ・時刻表の作成やインターネットを活用し、わかりやすい情報の発信を図ります。また、効果的な情報の発信として、デジタルサイネージ※等の導入を検討し、情報の「見える化」を推進します。 【実績】公共交通マップ - 本市に存在する鉄道・路線バス・一般タクシー・乗合タクシーに関する情報を一元化して記載。 - 市役所窓口等で配布している。					
実施主体	玉名市、交通事業者					
実施工程	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	1. わかりやすい情報の発信	検討・実施				



(出典) 玉名市

内容																	
2. 地域公共交通を身近に感じるための体験・機会の創出 市のイベントや地域活動、学校と連携し、路線バスを身近に感じてもらうための乗り方教室を開催します。 また、自家用車の利用から、環境負荷の少ない公共交通への転換を促すため、市街地循環線等において「無料の日」を実施します。 さらに、熊本市等と協働した、広域連携による乗車無料の日の実施を検討します。																	
【事例】天草市・産交バス(株)/乗り方教室の開催 ・普段は主に自家用車やスクールバスで移動している離島の児童たちに、公共交通機関に興味を持ってもらうこと、また、本土に出たときのためにバスの利用方法を教えておくことを目的として、児童クラブの1～3年生を対象とした乗り方教室を開催。  (出典) 天草市 HP 【事例】熊本市/バス・電車無料の日 ・公共交通を利用する“きっかけ”をつくるとともに、市内の交通渋滞の軽減を図ることを目的とし、『バス・電車無料の日』を実施している。   (出典) 熊本市 HP																	
実施主体																	
玉名市、近隣自治体、バス事業者																	
実施工程																	
<table><tr><th>項目</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th></tr><tr><td>2. 地域公共交通を身近に感じるための体験・機会の創出</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 検討・協議・適宜実施						項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	2. 地域公共交通を身近に感じるための体験・機会の創出					
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度												
2. 地域公共交通を身近に感じるための体験・機会の創出																	

内容	3. 市内に立地する高校・大学や商業施設等と連携した利用促進・利便性向上の取組 高校進学フェアでは、公共交通機関を利用した通学方法等について案内し、高校入学説明会では、バス定期券の出張販売を実施します。 九州看護福祉大学線については、学生の利便性向上を図るため、大学、バス事業者、市の3者協議を継続して実施します。 また、バス路線の沿線上に立地している集客施設等と連携し、利用促進・利便性向上の取組について検討します。									
	【実績】玉名市 公共交通機関を活用することで、市内5つの高校へ通学できることをPRするため、各校の登校時間と下校時間に合わせて、路線バスと電車の乗り継ぎや運賃、運行時間等について案内している。									

	電	告	前	三ツ川	山	和	外	果	玉	八
例	乗車 6:15	6:43	6:30	6:53	6:15	6:29	6:43	7:30	7:50	7:55
① 例	降車 6:57		7:10		7:03（東郷経由）	7:20	7:34	-	-	-
② 例	乗車 6:55	7:23	7:15	7:38	7:05	7:20	7:34	-	-	-
③ 例	降車 7:37		7:56		7:56（東郷経由）	-	-	-	-	-
④ 例	乗車 7:20	7:48	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤ 例	降車 8:02		-	-	-	-	-	-	-	-
試験	乗車 14:20		14:02（※2）		14:02（東郷経由）			13:36		
① 例	降車 15:04	14:32	15:08	14:44	14:58	14:40	14:28	14:13	13:52	13:48
② 例	乗車 16:20		16:47		16:47（東郷経由）			15:11		
③ 例	降車 17:04	16:32	17:28	17:04	17:43	17:25	17:11	15:48	15:27	15:23
④ 例	乗車 17:20		-	-	17:32（東郷経由）			-	-	-
⑤ 例	降車 18:04	17:32	-	-	18:28	18:10	17:56	-	-	-
⑥ 例	乗車 18:20		-	-	18:12（※1）			-	-	-
⑦ 例	降車 19:04	18:32	-	-	19:37	-	18:58	-	-	-
⑧ 例	乗車 19:40		18:12		19:27	-	-	18:01		
⑨ 例	降車 20:24	19:52	18:53	18:29	20:22	20:05	19:51	18:41	18:19	18:13

※1 山崎線（英田経由）に乗りしてバス停「新玉名駅」で乗り継ぐ必要があり、上記通車とは異なるため、定例外とは別に通車が必要です。

（出典）玉名市

実施主体	玉名市、バス事業者、関連事業者					
実施工程	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	3. 市内に立地する高校・大学や企業、商業施設等と連携した利用促進・利便性向上の取組	検討・協議・適宜実施				

内容	4. 外出支援サービス及び福祉バスの継続 本市では、60 歳以上で要介護4又は要介護5の人や、ひとり暮らしの高齢者で外出に際し自らの交通手段を持たない人等を対象に、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）により外出支援サービス事業を実施しています。他人の介助によらずに移動することが困難で、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な要介護者等の輸送を担う事業であるため今後も引き続き実施していきます。 また、福祉バスについては、高齢者の交通手段の確保を図り社会参加を推進するため、無料で特定の乗降場所から市内公共温泉施設等6か所への送迎を行っています。今後は、既存の介護予防活動等と組み合わせを行う等他の事業と連携し事業を継続していきます。						
実施主体	玉名市						
実施工程	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	4. 外出支援サービス及び福祉バスの継続	実施					